

○渡嘉敷村農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

平成28年11月29日
訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)」(以下「法」)に基づき、渡嘉敷村の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)の選任の手續等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び公募)

第2条 法第19条第1項の規定による推進委員候補者の推薦の求め及び募集は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者(以下「農業者等」)であつて、次のいずれかに該当するものに対し行うこととする。

- (1) 年齢が満20歳以上である者
- (2) 各字(渡嘉敷、阿波連)の区長が推薦若しくは応募する者
- (3) その他、村長が認める団体

(推薦及び公募の資格)

第3条 推進委員候補者として推薦を受ける者及び公募に応募しようとする者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であつて、委嘱予定日において、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

また、上記及び次の各号に掲げる要件の全てを満たしていれば、性別は問わない。

- (1) 法第8条4項各号に規定する者でないこと
- (2) 年齢が満20歳未満の者でないこと
- (3) 渡嘉敷村内に住所を有していること
- (4) 本村の職員でないこと
- (5) 本村に対する支払に滞納等が無い者
- (6) 農業委員に任命されていないこと(兼任不可)

(公募書類の手続き及び提出等)

第4条 推薦をし、又は募集に応募しようとする者は「農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)」(以下「施行規則」)第5条第1項に規定する事項を記載した書類を農業委員会会長(以下「会長」)に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。

(要領の作成)

第5条 会長は、推進委員候補者の推薦の求め又は募集を行うときは、次に掲げる事項を記載した要領を作成するものとする。

- (1) 任期
- (2) 募集人数
- (3) 報酬及び費用弁償の額
- (4) 所掌業務
- (5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格要件
- (6) 推薦又は募集の期間
- (7) 提出すべき書類
- (8) 書類の提出方法
- (9) 問合せ先
- (10) その他、必要と認められる事項(推進委員の推薦の求め及び募集の方法)

第6条 推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1月とする。

2 推薦の求め及び募集にあたっては、次の方法により、農業者等への周知に努めるものとする。

- (1) 渡嘉敷村広報誌への掲載
- (2) 渡嘉敷村掲示板への掲示
- (3) 渡嘉敷村公式ホームページへの掲載
- (4) その他。

(推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表)

第7条 施行規則第6条に規定する推薦の求め又は募集に応じた者(以下「被推薦者等」)に関する情報の公表は、次の方法により、当該募集の求め及び募集の期間の中間及び終了後に遅滞なく行う。

2 推薦・募集の結果、十分な数の候補者が出なかった場合やその他村長が必要と認める場合には、募集期間をおおむね1月延長することができる。

- (1) 渡嘉敷村掲示板への掲示

(2) 渡嘉敷村公式ホームページへの掲載

(被推薦者等が定数を超えた場合又は定数に満たない場合の対応)

第8条 会長は、施行規則第11条第3項に基づき、被推薦者等が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、次のいずれかの方法により、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 被推薦者や推薦者の意見を聴くこと

(2) 前任の農業委員又は推進委員の意見を聴くこと

(3) パブリックコメントを行うこと

2 [前項](#)の選定作業は、[前条](#)の最終公表の日からおおむね1月以内に終了しなければならない。

(推進委員の委嘱)

第9条 会長は、推進委員に委嘱しようとするものを選定した場合には、農業委員会総会の承認を得た上で推進委員を委嘱するものとする。

(委嘱した推進委員の情報公開)

第10条 会長は、推進委員を委嘱したときは、その事実と推進委員に関する情報を遅滞なく公表するものとし、それは次の方法により行う。

(1) 渡嘉敷村掲示板への掲示

(2) 渡嘉敷村公式ホームページへの掲載

2 [前項](#)により公表する事項は、委嘱された者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況とする。

(推進委員の補充)

第11条 推進委員について、解嘱、失職あるいは辞任により、欠員が生じた場合は、この要綱に定める規定に従い、速やかに欠員の補充に努めなければならない。

ただし、当該欠員が生じても担当区域の所掌事務が適切に行うことができる場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進委員の選任に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

[様式第1号](#)

(様式第1号)

平成 年 月 日

渡嘉敷村農業委員会会長 殿

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）

推薦人（個人）

氏 名	印		
住 所	(TEL)		
職 業			
年 齢		性 別	男 ・ 女
村内における 耕 作 面 積	a		

推薦を受ける者（候補者）

氏 名			
住 所	(TEL)		
職 業			
年 齢		性 別	男 ・ 女
認定農業者	認定有 ・ 認定無 （認定日 平成 年 月 日）		
経 歴			
農業経営状況	所有農地（田 m ² 、畑 m ² ） 耕作面積（田 m ² 、畑 m ² ） 従業日数（おおよそ） 日/年 主な生産品目		
推 薦 の 理 由			
被推薦者署名	印		

※記入事項が、記入欄を越える場合は、任意様式にて添付すること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

渡嘉敷村農業委員会会長 殿

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）

推薦人（法人又は団体）

所在・住所			
名 称			
代表又は管理人の氏名	(TEL)		
構 成 員 の 数		村内における 耕作面積	a
事業目的			

※定款、登記、会則等がある場合は、写しを添付すること。

推薦を受ける者（候補者）

氏 名			
住 所	(TEL)		
職 業			
年 齢		性 別	男 ・ 女
認定農業者	認定有 ・ 認定無	(認定日 平成 年 月 日)	
経 歴			
農業経営状況	所有農地（田 m ² 、畑 m ² ） 耕作面積（田 m ² 、畑 m ² ） 従業日数（おおよそ） 日/年 主な生産品目		
推 薦 の 理 由			
被推薦者署名	印		

※記入事項が、記入欄を越える場合は、任意様式にて添付すること。

渡嘉敷村農業委員会会長 殿

農地利用最適化推進委員候補者応募書

応募をする者

氏 名							
住 所							(TEL)
職 業							
年 齢			性 別	男 ・ 女			
認定農業者	認定有 ・ 認定無		(認定日	平成	年	月	日)
経 歴							
農業経営状況	所有農地 (田		m ² 、畑		m ²)		
	耕作面積 (田		m ² 、畑		m ²)		
	従業日数 (おおよそ)		日/年				
	主な生産品目						
応募の理由							

※記入事項が、記入欄を越える場合は、任意様式にて添付すること。

署 名 _____ 印